

第十九回 参議院農林委員會會議錄第三十号

昭和二十九年四月三十日(金曜日)午後一時五十分開会

委員の異動

四月二十八日委員横川信夫君及び宮本邦彦君辭任につき、その補欠として、吉田萬次君及び小野義夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君

理事 戸叶 武君

委員 川口爲之助君
重政 庸徳君
関根 久藏君
上林 忠次君
北 勝太郎君
河野 謙三君
河合 義一君
松永 義雄君
鈴木 彌平君

事務局側

常任委員 安楽城敏男君

常任委員 倉田 吉雄君

常任委員 倉田 吉雄君

説明員

農林省畜産 昌谷 孝君

農林省畜産 昌谷 孝君

農林省畜産 昌谷 孝君

農林省畜産 昌谷 孝君

農林省畜産 昌谷 孝君

農林省畜産 昌谷 孝君

農林省畜産 昌谷 孝君

農林省畜産 昌谷 孝君

○委員長(片柳眞吉君) それでは只今から委員会を開会いたします。

○酪農振興法案(内閣送付)

本日の会議に付した事件

最初に酪農振興法案を今日は議題にいたします。本法律案につきましては、去る四月十九日提案理由の説明を聞いたのでありますが、更に法案の内容及び参考資料等について政府から補足的説明があれば説明をお願いしたいと思います。その上で質疑に入りたいと思います。なお本日は政府委員は出席がありませんで、畜産課長、経済課長が見えております。

○説明員(昌谷孝君) お配りいたしました酪農振興法案の内容につきまして補足的に御説明を申し上げます。提案の理由で申しましたように、この法律の内容容といたしましては、第一に集約酪農地域の建設、それから第二に牛乳取引の公正化、その二つをこの法律の内容といたしております。

で、最近酪農の振興と申しますが、酪農が非常にテンポで発展をいたしております。年々二割乃至三割の乳牛なり、牛乳の増産を見ておるわけでありまして、それでもなお且つ消費に追いつかないと申しますか、一向に需給関係が緩和いたしません、その関係上価格等についても昨年の秋以来むしろ増産したにもかかわらず、値が上つておるといつたような結果を見ております。その関係をこの際よく分析をいたしまして、今後の酪農の振興のあり方というものをきめて参りたいというのが、この酪農振興法の狙いでございます。従いまして酪農を振興いたします場合に、従来の日本の酪農の一番弱い点とされておりました個々の農家の飼料基盤が脆弱であるということ、又そ

ういつた日本の農業のあり方から、必然的かとも思うのでありますけれども、乳牛の使用密度と申しますか、乳牛の使用頭数が非常に散在いたしてありまして、酪農業が成立するための条件として非常に悪い条件になつてゐるわけでありまして。幸いと申しますか、従来の日本の酪農のあり方が、市乳、牛乳については消費地を中心にして自然発生的に伸びて参つたので、その限りにおいては都市との関係、立地条件は当然に備わつておつたわけなのでございまして、乳製品を中心にして発達したり、又乳製品の原料乳としてだけしか酪農がなか／＼成立し得ないような地帯、そういう地帯の酪農につきましては、従来のような単なる経済的な自然発生的な興り方だけでは、日本の酪農は一過に合理的にならない。その合理的にならない点を、こゝに言つた制度的な力によりまして一層推進することによつて、飲用乳牛につきましては販売との結び付きをもつと今よりも強くなる。又原料乳地帯につきましても、販売乳が有利に安定して売れるような環境を作る。そういう意味におきまして、集約酪農地域ということをお考えなさい。行政措置といたしましては、二十八年度から試験的に実施をいたしておるわけでございます。二十八年度につきましては、御承知の輸入ジャージーによりまして移畜を試験的にやつて見たわけなのでございまして、この行き方をひとり輸入ジャージーだけでなしに、在来ホルスタイン種につきましても、こ

の同じ考え方では日本の酪農の現在の成立基盤の弱いところを固め、強化し、そうして日本の酪農の将来の合理的な方向付けにいたしたい、そういう着眼でございまして。従いまして、この法律で考えておりますのは、ジャージーを入れて作ります集約酪農地帯だけでなしに、在来有畜農家創設特別措置法等によりまして導入をいたしておりますものにつきましても、今後一層その考え方を強くいたしまして、と申しますのは、有畜農家創設特別措置法につきましても、無畜農家解消という基本の狙いと同時に、乳牛の導入標準というふうなもので、農林大臣が定めておられます基準の中にそういう思想があつたわけなのでございまして、それを更に鮮明にいたしまして、集約酪農地域ということでは将来の酪農合理化の基盤たらしめよう、そういう趣旨でございまして。集約酪農地域の法律内容といたしましては、指定の手続、それからその指定の手続が先ず最初に出て参るわけでございますが、指定の手続といたしましては、知事の申請に基いて農林大臣が指定をいたすというやり方になつております。で、知事の申請は、この地域の農業の発達を促すために酪農業が非常に必要である。つまりその地域の総合的な農業生産力を高める上から、酪農の必要性のあるところ、そういうところにつきまして政令で定めます基準と申しますか、つまり集約酪農地域として発展し得る可能性を備えたところを選んで頂

きまして、そういう地域につきましても酪農振興計画というものを作ります。この酪農振興計画は、この法律では省令の定める手続というふうになつておりますが、別にお配りいたしました資料に書いておきましたように、これが結局この地域の指定された後の一つの酪農振興の基本的な基準になるわけでございますので、この酪農振興計画にその地域の乳牛の頭数増加に関する、つまり新たに導入を要する、又或いはその地域内で増産を要するその牛の頭数をどうするかということ、それから第二に、自給飼料、これは飼料作物と草資源と両方を含まして、飼料自給といふことをどこまで上げるかという具体的な計画、第三には、集約酪農の合理化に関すること。この三つを最も主要な内容といたしますが、その間に、例えば衛生施設の完備の問題でありますとか、或いは営農指導組織の確立の問題でございまして、その他酪農振興計画を総合的に実施いたして参りますために、その地域について、地域の特殊性に応じて必要とされるようなあらゆる事柄についての計画を定めてもらふわけでありまして。この計画は、県が関係の市町村なり、或いは農業協同組合なり、その他その地域で酪農に関係を有するかた／＼の御意見を伺つて作つて参るわけでありまして、この計画を作るわけでありまして。で、農林大臣といたしましては、地域の酪農の必要性と基準に適合しているということ、それから今申しましたこの計画が、地

域の酪農振興の方法として最も適當且つ効率的であり、又実現の見込みが確実にあると、そういうことを確めまして上で、その地域を集約酪農地域として指定して参る。そういう段取りになるわけでございます。それから計画の変更なり、或いは地域の変更は、特に申すほどの内容がございせん。

指定解除でございしますが、一旦指定いたしました地域は、それを大体五年くらいの間に一つの第一次目標を達成するようなことを私どもは考えているわけでございしますが、つまり市乳供給地帯としての集約酪農地域では五カ年後ぐらいの間に六十石分ぐらいの牛乳が生産される。それが最も近代的な集乳送乳施設によりまして大都市に送り込まれる。そういう状態を一応の第一次目標としてございせん。それから原料乳地帯につきましては、百五十石程度の牛乳が最もこれが近代的な工場設備によりまして乳製品に作り得る。そういう地帯を早く作りたい。そういうことでございせん。そういうことが消費者のためにもなり、又その地域の酪農民の将来永遠の安定のために一番いいんじゃないか。そういう意味で、そういう目標に五年間程度の間に持つて行くというこの狙いを持つてゐるわけでございせん。そこでその過程におきまして、先ほど申しましたその地域が集約酪農地域として成り立つための最小必要限度の客観的条件を失つて参つたようなもの、そういうふうな場合には指定を解除せざるを得ないことに相成るかと思ひます。それから指定の解除の第二の要因といたしましては、酪農振興計画を作りまして、なか／＼その酪農振興計画通りに

事が運ばないような事態が出て参つたわけでございせんが、そういう場合、建前といたしては、その計画を変更するなり、或いは計画の裏付けについての指導助長措置を強化することに参りまして、成るべくは解除いたしたくないわけでございせんが、知事の意見等によつて、どうしてもやつて行けないというときには集約酪農地域の指定を解除してもよいと言ひますが、することが出来る、前段の客観的条件を欠いた場合には解除しなければならぬわけですが、第二段の達成の可能性がない場合には、当然には解除いたしませんで、先ず解除しなくともいいような努力をいたすわけでございせんが、終局的には解除することもあり得る。そういうふうな規定にいたしてございせん。

それから酪農振興計画は、今申しました通りに、その地域の酪農振興のための総合的な措置を欠いてゐるわけでございまして、この中には本法の以下の第二節、第三節によつて、裏打ちと申しますと、つかえ棒をいたす、制度的なつかえ棒をいたす問題もございせんが、それから有畜農家創設というような他の法律による措置もございせんが、又土地改良、衛生関係の諸法規とか、そういう他の法律関係もございせん。又単なる予算措置だけの問題もございせんが、要するに振興計画というところに地域指導の総合性を求めておきますので、八条でそういう振興計画達成上の必要な予算措置なり、或いは融資措置については、国ができるだけの集中重点的な援助をいたす。そういう規定を置いたわけでございせん。

それから第二節は、集約酪農地域内にあります草地の利用について、従来やつておりました草地改良事業の実績等から考えまして、草地改良をやる場合に、これを一団地として公共事業的にやつて参ることが、その効率を高める上からいつて必要なんではないかという御意見を各方面から伺ひました。又二十九年度の予算におきまして、そういう思想で、従来の牧野改良事業に併せまして、牧野改良センターといつたような、機械力を導入して行く牧野改良のやり方を考えてゐるわけでございせんが、それを集約酪農地域について、具体的に実施を容易にいたすための手段といたしまして、都道府県なり、或いは市町村なり、従来のそういう公共団体が自分で管理いたしておりました牧野以外の牧野につきまして、そういう公共団体が所有者なり、或いは使用収益権者の同意を得まして、まとめて強力に草地改良事業をやつて行けるような途を開いたわけでございせん。

それから十一條は、その草地につきましての形質変更の場合の届出規定でございせんが、これは集約酪農地域内にあります草地と申しますのは、指定の基準の所でも相当重要視すべき項目でございせんが、又地方長官といたしまして、草地の現状なり、或いはその草地が他用途に転用されることについての認識と申しますか、その草地を利用、確保するために、そういう草地の形質変更について十分事前に承知をいたす必要もございせんので、その関係を届出事項といたしたわけでございせん。これは農地法によりまして採草放牧地の概念とはほぼ同じ概念でござい

ますので、権限の移動を伴います形質変更は、農地法のほうで都道府県知事の許可制度なり、何なりになつてゐるわけでございまして、これは草地の所有者或いは権利関係が移動なしに、形質だけが草地から変わる場合の届出でございせん。なお、ここにありまして届出を要する事項として「政令で定める開こん、造林」というふうに言つておきますのは、別の資料で御説明いたしましたように、国の計画に基きます開墾或いは国の森林法に基きます開墾の承知いたして承知いたして、そういう知事がすでに承知いたしてすでに計画としてやつておきます開墾、造林等を除きましたそれ以外の開墾、造林、それからまあ例が如何かと思われませんが、例えばゴルフ場になるとか、或いは工場敷地になるとか、そういうふうなもので権利関係の移動を伴わずに形質の変るものの届出でございせん。

それから第三節は、その地域内にあります施設についての新設又は変更の場合の承認、それから既存施設の届出を規定いたしたわけでございせん。これは今申しましたように、集約酪農地域というふうなことで、一つのモデルとして申しますか、酪農として一番こういう条件があれば酪農が非常に合理的に営めるといつたような地域を、地元、県、国それ／＼が力を合せてやつて参らうというわけでございせんので、その過程におきまして集乳事業なり、或いは乳業なりというものが、その地域の酪農振興計画と調和するような形で出て参つたのでは、折角の努力も実現が非常に困難になる、そういうふうな見地から置いた規定でござい

います。で、現在の終局の目的としてその百五十石なり、或いは六十石なりという規模というものが確立されるまでの過程の問題が特に多いわけでございせんので、だん／＼頭数を殖えて参り、乳量も殖えて参り、又それに連れて工場も合理的に営めるわけなんのでございせんが、その過程において殖えて来た中途の段階で、合理的でないとい申しますか、非能率的な工場が幾つか濫立をいたして、折角現在の日本の酪農の一番の弱点といたされておられます一工場当りの集乳量と申しますか、これは別途お配りいたしました資料の数字によつても御承知願へるかと思うのでありますが、現在の日本では日量百石以上の乳製品工場というものは、お配りいたしました資料では僅か四工場しかないような状況でございせん。で、極く最近の数字としてはもう一、二工場殖えてゐるかと思ひますが、調べましたときの事情では、百石以上の工場は四工場しかないようになっております。で、大部分と申しますのが、十石以下の工場、これが五二・六％といつたような数字になつておりました。如何にもこういう工場施設なり、工場では、国際的に見ても、勿論これ以上の価格の低下と申しますか、合理化を期待するほうが無理なやうな事情でございせん。にもかかわらずと申しますか、一方でそういう状況でありますために、私どもとしては外国品が無制限に流れ込むことを防がざるを得ない立場にあるわけでございせんが、防いでおりますればおりますほど、こういう合理的でない工場に存立の基盤を与えるやうな結

果にもなつておりまして、その關係の矛盾を何とかして解きはぐさなくては、日本の酪農がこの段階からもう一段階飛躍するために、どうしても今申しました矛盾を何とか解決いたしたい。その解決方法としての集約酪農地帯を考へます場合に、極端に合理的なものでなければ成り立たないような市場条件を先に作つて、それからやればとにかくいたしまして、一方で従来のような工場が存在したもの、それを徐々にその工場当りの取扱量を殖やして行く、又そういった工場が現在ない所には新しく建てて行くという、そういった方向をとつて参ります場合には、どうしても今申しましたような非能率工場の濫立或いは本當の意味の合理化の役に立たない、合理化とむしろ逆行するような競争というふうなものをむしろ或る程度なくして行く必要があるんじゃないか、そういう意味で酪農振興計画の線に沿つた仕事をこの地域では確保いたしたい、そういう意味で施設の承認制をとつたわけでございます。従いまして、その目的からして承認を求めます施設の種類の別、別途お配りいたしました資料にございますように、集乳施設につきましては、普通の集乳所は特に問題にする必要はなからうと思つております。で、この集乳所の中でも、クリーム分離機を持つておりますものとか、或いは特殊の冷却装置を持つておりますものとか、或いは濃縮装置を持つておりますものとか、そういった或る程度遠くのほうから手を延して持つて行けるようなと申しますか、攪乱できるようなそういった集乳所だけを

ここにいう政令で定める集乳施設として定めたいと思つております。それから乳業施設につきましては、かねて牛乳の地元消費促進ということで、例の高溫殺菌を簡易に施設できるようにというふうなことを、私もかねて厚生省のほうへもお願いしておつたような關係もございましていたしますので、乳業施設の中でも、日量二石未満のミルク・プラントは特別に承認を求めめる必要はない。むしろこういったものは地元消費を促進するという意味で、どん今後もできる必要があるという意味で、そういったものは除きまして、それ以外の集乳施設、それから乳製品施設、そういったものについてだけ承認制度をとることにいたしましたわけでございます。それからこの承認も、まあ集約酪農地域の振興計画達成上の必要から出た止むを得ざる措置という意味で、知事が承認をいたします場合も、十二条二項の各号に挙げましたような、合理的であるという酪農振興計画の達成のために、その計画に適合しているということが最後の抑えになるわけでございます。そういったことについては、むしろ知事としては承認を拒んではいけないという意味で、このところは承認を拒否できない場合を挙げたわけでございます。従いまして、こういった線に沿つて来ている施設につきましては、施設のできることを妨げない制度的な保障をいたして、止むを得ざる措置としての承認制度を必要最小限度に限らう、そういうことを思つておるわけでございます。それからその地域が指定されます前に、すでにありました施設につきましては、これは何と申しまして、それを酪農振興

計画に織込んでやつて参る、それを將來の中心工場にするか、或いは現状程度でとどめて、別途に中心工場の構想を作るか、それはいろいろ現地々々によつて事情があらうかと思ひますが、取りあへず、すでにある施設については、それを中心工場にするしない等のことにかかわらず、一応従来の一つの存在という事実を尊重する意味で、それは承認を要することなく、届出で足りるというふうにいたしております。で、こういった届出施設が幾つかあるということは、その地域の酪農振興計画を作り出す場合のむしろ一つの前提である、さういふ考へてやつて行く必要がある。それから十四条の変更は、新たに作り出す場合の承認と施設を合したものであります。先ほど申しましたように、現在あります施設は殆んどがまあ非能率と申しますか、弱小と申してよろしいような現状でございますので、いわゆる酪農の全くの処女地は新設の承認になる場合が多からうかと思ひますが、全くの処女地という所も、實際問題としてはさうあるものではございませんので、さういふ所につきましては、既存施設は届出で、一応既成事実として認められまして、それが更に集約酪農地域の計画の進行と睨み合せて、その施設のどこについてどういつた拡充をやつて行つて需要に応じて行くかという問題が酪農振興計画の線に出て参るわけでございます。と並びまして施設の変更ということが出て参つておるわけでありまして、従いまして既存の施設につきまして、將來の何年後かの酪農振興計画に見合

ますためには、十三条の届出だけで足りる施設は殆んどなく、大部分がさういつたものになるためには、次の条の施設の変更というところで、振興計画の線に沿つて施設を変更して行くということになるわけでありまして。それから十五条は、前段までが施設の新設変更を中心にして書いておつたわけでございますが、十五条が、その施設を使いまして事業を営みます場合の事業の休止、廃止といったようなことを届出制にしてあります。これは施設の設置者と申しますか、施設を作る人と、それからそのできた施設を使つて仕事をする人とが必ずしも人格的に一致しておらない場合があらうので、その施設について仕事を始め、又休み、廃止する場合を把握するという意味で別途に条文を設けたのであります。以上がこの法律での集約酪農地域についての措置でございます。冒頭に申しましたように、集約酪農地域は酪農振興計画によつて総合的に酪農施策が行われて行くわけでございます。たしますので、この法律では、既存の法律等、さういつた酪農振興計画を総合的にやつて行きます場合に、現状において制度的に非常に不安のある点、又新たに途を開くほうがより効率的であると思われまします点を挙げまして、草地と施設の承認、その二つだけを法律内容にいたしております。さういつたことで、計画そのものと、あとの二節、三節の法律効果との間に一つの断層が形式的にあるという感じを持つわけでございますが、その点は先ほど来申上げましたように、酪農振興計画というものを関係者が一体になつて進め

て参るということが、この法律以前の一つの骨子的な考え方としてあることを御了承願ひたいと思ひます。それから次が、この法律の第二点になります乳の取引關係の規定でございます。牛乳は御承知のように毎日搾られますし、又それを毎日金に換えて売つて行かなければ成り立たない部門でございます。ところがほかの農産物等と違ひまして、牛乳につきましては、それを商品化する過程におきまして、自家用とか、或いは極く狭い範圍はとにかくといたしまして、大量に専門的にやつて参りますためには、これが商品化する前に一段階必要とする、処理加工という段階を必要といたして参ります。これは従来の酪農の發展の経過におきましては、農業協同組合でない、農業協同組合以外のものがやつておりました場合が相当あつたわけでありまして、又農協といたしまして、これを完全に把握いたしまして共同販売に乗せておるといふような実情でもございせんし、さういつた關係をそのままにおきますと、折角苦勞をして乳牛を飼ひ、酪農振興の線に参りましたも、その搾りました乳の價格決定なり、取引条件について、非常に買手市場的なと申しますか、牛乳という商品の特質上、宿命的に売手側が不利な立場にあるといふふうにも考えられるわけでございます。その關係を生産者側にも多少とも安心の行くような措置が必要じゃないか、さういふような意味から申しまして、この牛乳というものは、毎日々々の個々ばらばらの契約でなしに、一つの供給契約と申しますか、長期供給契約のような形をとらなければ農家の側も安心して増産が

できませんし、又半面その乳を買い出す処理加工工場の側におきまして、自分の原料基盤としての牛乳が或る程度の長期的見通しを持つて確保できない場合は仕事の合理化もなかく進みませんし、そういうことを考えまして、取引契約の文書化を講じたわけでございます。こういつたやり方は、牛乳の場合には、むしろ牛乳という商品の特質から見て私どもとしては不可欠な方法である、止むを得ざる方法であるというふうに考えるわけでございまして、御承知のように、昭和十三年にできました酪農調整法という法律のときに、すでにそういう考え方があつたわけでございまして。あのときは、その後昭和十六年が戦前の日本の牛乳の生産のピークをなしておりまして、そういう上昇傾向にあつて、これ以上の増産というものは、下手をすれば農家側に不利な空気を醸成して、昭和十三年にあの法律ができたわけでございまして、その後戦時となり、乳牛の激減となり、戦後乳が足りなくて、むしろ兎手市場的な形が今日までずっと続いたわけなんでございまして、将来と言いますか、今後私どもがこれ以上の増産に馬力をかけて参りますということになりますと、必ずしも今までのような兎手市場的な関係は確保できないんじゃないか、もうひとつこの辺でそういう点のある点を制度的に整備をいたしまして、これ以上増産をすることは、勿論これだけで十分とは存じませんが、農家側に多少とも増産の不安を少なからしめよう、そういうふうなことで文書契約というものを考えたわけでございまして。この文書契

約をして牛乳の継続契約につきまして文書化をして頂き、その契約の写しを知事に届出る、そういうことを内容としたしております。で、知事は届出がありましての場合に、必要な内容の改善についての勧告をすることができるといふふうにしてございまして。この内容の改善の勧告は、事の性質上、契約の実質的内容自体に立入るというよりも、むしろ契約がそのままで是非常に不明確でありましたり、又は何か事故が起りました場合に十分な契約ができなかつたり、そういう契約内容の不備或いは不明確な点を改善させるということに重点をおいて運用するものというふうに考えております。それから都道府県知事のこの斡旋の規定でございまして、そういうこととで契約の長期継続化を図るといふことをやります場合に、それによつて長期契約としての一つの安定性は得られる半面、その契約と申しますか、牛乳の取引自体が非常に季節的なものでございまして、年に少くとも二回或いは四回くらいは当然季節的な価格の変動が予定されるわけでございまして、契約の形式としても、その点は基本契約と附随契約というふうな形で、むしろ季節的な価格のことは基本契約に織込むのでなしに、基本契約から出て参る附随契約的なものとして、その季節的な変動に應じ得るような機動的な持たすように、私どもとしては契約を指導いたすつもりにしておるのでございまして、そういう場合の取引条件の変更をやります場合に、買手側と売手側の間に意見の不一致等が起り得ることが予定されるわけでございまして。そこでそういう場合に、これは当事者の

契約は合意を中心にしたものでございまして、当然には、別に府県知事に斡旋を依頼するということが直接当然には出て来ないわけでございまして、当事者の合意によりまする適當なる紛争解決の方法を工夫するための余地を勿論残しておるわけでございまして、一般にこれもやはり酪農調整法以来の沿革もございまして、その斡旋を公平な第三者によつて裁いてもらうという気持、或いは少くとも最終段階ではそういう公平な第三者がおつて、そこで聞いてもらつて、そこで見通しを立ててもらつてという余地を残しておきますことが、今後生産者への安心感を与え、又乳業の合理化を計画的にやる場合にこういう措置が必要であらうかというところで、都道府県知事に斡旋の依頼をすることができるといふことを開いたわけでございまして。都道府県知事といたしましては、これを本来の業務として斡旋することは妨げませんが、本法で狙ひましたのは、本法による都道府県知事の斡旋は単なる行政的な斡旋でなしに、十八條以下で規定いたしましたような斡旋委員という中立的な第三者を置いて斡旋をするということに本法の主眼を置いたわけでございまして。従いまして、他の斡旋手段を用いて安心のできない場合に、一応本法十八條以下を援用すれば、制度的に保障された第三者による公平な斡旋が受けられる、そういう趣意を置いて安心感を与えるということを狙ひましたわけでございまして。従いまして、斡旋委員は他の立法等によりまして、当事者の推薦したもの、というよりも、むしろ斡旋は第三者の中立委員だけでやるようなことが多いように承知

いたしておりますが、牛乳取引の場合にはそういう事情に、第三者だけではないに、両当事者の事情に精通したものを加えて、そういう公平な両当事者のなかで推薦したものと、知事があらかじめ作り出した名簿の中から当事者の意見を聞いて選定いたします中立委員というものを構成いたすというふうにして、牛乳取引の実情に應じた斡旋妥協が促進されるようにということをお願いした次第でございまして。その際に斡旋申請いたします場合に、所定の手数料を納めますとか、或いは各当事者の推薦したものの費用負担はそれなり、当事者が行うとかというふうな規定になつておりますが、この点は公共性のある斡旋ではございまして、やはり売買、買手の間の、有利に売り有利に買うための一つの保護手段でもありまして、一〇〇%の公共性だけというふうな主張もなかつたわけでございまして、又制度を濫用する虞れもなきに請者は所定の手数料を納める、一種の訴訟費的な思想が出て来ておるわけでございまして。それから当事者推薦委員につきましては、先ほども申しましたように、斡旋委員でありますと同時に、立場を弁識し或いは実情をつまびらかにするということを狙ひましたし、おられますので、そういう各当事者の推薦したものについては政令で定める方法で当事者が負担をする、で、この政令で定めるといふのは申請者が双方からの申請の場合には、それなり、両当事者が負担することになりまして、又一方から申請をいたしました場

合には両当事者が協議をして、その当事者推薦委員の費用負担をきめる、そういうことをこの政令では規定いたす予定でございまして。それから十九條で斡旋案が成立いたしました、それを両当事者が受諾いたしました場合は、この協定書が即両当事者の契約を結んだことといふふうになるわけでございまして。それから不成立に終りました場合には、斡旋でございまして、事の性質上強制力もございません。両当事者に拒否権があると申しますか、強制力のない紛争の解決方法なんでございまして、その場合には斡旋委員が行いました斡旋のやり方なり、内容なりが果して公正なものとして納得されるかどうか、又当事者の拒否したことが、条理上当然のこととして受入れられるかどうかといふようなことにつきまして、輿論と申しましようか、第三者の批判を仰ぐという意味におきまして、その交渉の斡旋の経過と斡旋委員が作り出した協定案といふものを公表することができるよういたしましたわけであります。それによりまして、今申しましたような斡旋の公平、中立性を確保いたしますと同時に、拒否することの社会的な反響と申しますか、そういうことを問うという機会を作りまして、強制力のない斡旋に多少のそういう輿論の批判といふたようなものを期待いたしましたわけでございまして。大体以上が牛乳取引についての規定の内容でございまして。以下は難則で型通りの報告規定でございまして。それから罰則は司法罰は殆んどない、行政助長法規であります関係上、司法罰を規定されるような趣旨の

ものではないでございせんので、もつぱら過料という行政罰で行つております。

集約地域内の施設の新設、新設又は変更の場合の承認を得ずして設置し、変更した者についての過料が十万円以下、これが最高でございまして、あと報告に対する罰則、それから届出を怠つた場合の罰則、そういったものを掲げております。なお届出の中の牛乳取引の文書契約の届出のときは、今日の段階で文書、このことの届出義務違反を過料に処することは行き過ぎかと存じまして、これについては法律上の義務を課しただけで過料等の罰則は予定いたしておりません。このことは農地法におきまして、小作契約が文書において義務付けられ、提出を義務付けられておりますけれども、それに対する義務違反の罰則が設けられていないというふうなことの権衡上も、まだ今日の段階ではこれを罰則を以て指導する段階ではない、かように考えておる次第でございまして。

大体以上が法律案の私どもとして考えておりました内容の概略でございまして。

○河野謙三君 私はこの酪農の振興というこの大前提は、今の有畜農家の地位を保護し、向上させてやるということだと思つております。その点が私は大前提だと思つております。ところがその点について多少考慮を払つておられますけれども、今の取引の斡旋等につきましても、どうも急所に触れていないと思つております。御承知のように、今有畜農家は、今お話にもありましたように、これだけ酪農製品の需要が旺盛になつて、むしろ品不足であるにもかかわらず、依然として不思議にも買手市場なんですね、買手市場で常にあるところに問題があるわけなんです。そこで私はこれはむしろ経済局の問題かと思つておられますけれども、酪農家が組織してある現在の組合というものは、大体実質的には処理機関なり、加工業者の従属機関であつて、真の意味の農民が組織するところの協同組合じゃないのです。こういうものを認めておいて、単なる形式的に、協同組合法にこれは形式的じやばまつておるけれども、実態は協同組合でなくて、森永の組合である、こういうものを放つておいて、そうして取引の公正化を期しようとか、農民の地位の向上を図ろうと言つたつてこれは無理なんです。こういうことについて何かお考えになつておることはありますか。私は何も畜産組合法を制定しろとか、そういうようなことを考えているのじやない。如何なる方法でもいいのです。いいのです。が、今現実全国どの府県へ行きますしても加工業者が従属するところの、名前は協同組合であつても、加工業者の従属機関であるところの組合、これを何とか解消して、自主的に農民が組織するところの本当の意味の協同組合というものを指導し、これを作らせるといふことについて何かお考えになつておられますか。

○説明員(鶴川益男君) 農業協同組合と申しまするが、酪農に關しまする生産農民が如何に組織化、協同化して行くか。この問題は畜産振興、特に問題を酪農の振興に限局いたしましたも御指摘の通り非常に問題があると思つておるわけでありまして。それで又御指摘にもありました通り、有畜農家創

設事業につきましては、当初発足いたしました際に国会でもいろいろ御指摘を受け、我々も非常に慎重に検討いたしました。結果といたしましては、すでに御承知の通り、末端の中核体といたしましては特に信用の關係もございまして、末端の町村の総合農家といううなことが中核になりまして進んでおるわけでございまして。乳牛の導入等につきましては、やはりこの形が出て来るといふことは一つの線ではござい

ますが、だん／＼にさういふ農村の実態に合いました自主的の協同体が力を持つて参る。又この畜産、特に酪農のうなものにさういふものが主体性を持つて伸びて参るということが望ましいかと存じておるわけであります。只今御指の通り、処理加工の面におきましては、やはりそれと繋がりにおきまする農協と申しますか、協同体もあるの御指摘の通りでございまして、我々もいたしまして、先ほど来御指摘のようなんだん／＼に農協、特に今申上げましたような線による行き方というものが一つの線ではないかと、かように考えておりますが、これをまだ一般的、原則的にまではつきり言ひ切るわけにも参らない。やはり当該の地域々々の特殊事情なり、又当該の地域におきまする生産者団体自体の意識によつてこれは決定さるべき問題ではなからうかと、かように考えまするの

で、一律に強い指導を行いますことが却つて実情にも合ふんかと思ひますが、信用の面なり、だん／＼にこういう導入を中核とし、又餌といううななものも入つて参りますし、そのほか畜舎等の融資の面も出て参りますので、一つこつた点につきましては、だん／＼に協同体としてあるべき形に持つて参りたい。又半面この酪農事業の製品の販売の面から申しまして、先ほど御指摘の通り非常にコネクションがよいというだけでは、手放しにそれがいいとはいへません。その面につきましては農家の自主的な目覚めに待ちまして、正しい行き方における共販体制の育成に我々といひ、かように協力して推進して参りたい、かように考えておるわけであり

す。

○河野謙三君 いや、何も取引の公正化といふことが、これが誤つてなきやいひの事です。これについては将来いふ／＼やるということならいいけれども、おこがましき取引の公正化といふことを誤つておるのだ。これに取引の公正化が期せられるように書いてあるから私は言わざるを得ない。こんなことでは取引の公正化は期せられせんよ。売手、買手のアンバランスがあつた場合、これを法律の力によつて抑えて行かなければこれは一つの方法です。そうでなければ売手、買手の両方の力の問題なんです。買手に対して売手が同等の力を持つように、その団体なり、農民の組織を育成しなさいや公正化は期せられないのです。それをさういふものはやらないで、それをどうするとか、文書契約をやるとか、そんな程度のことでは私は目的は達成できるものじやない、こゝろ思ふのです。これは私は委員長に、この次の法案の審議に當つて経済局長に私は是非出席して頂いて、これは有畜農家だけの問題でなくして、現在の農村における特に農業協同組合のあり方です

ね、これにつきましては、農業協同組合と言ひながら、何でもかんでも私は形式的に農業協同組合の手続を踏んでいけばいいというところはこれはいかに思ふのです。今大体農業協同組合といふのは大部分が金融機関である、金貸し業である、こういう形になつてゐる。そういうものについては或る程度私は農業協同組合について厳格な条件を附して、これから真の意味の協同組合を育成するといふことでなきやいかんと思ふのです。いふ／＼これについては私は意見があるのですが、後ほど又いふ／＼伺ひますけれども、特にこの機会にちよつと伺つておきたいのは、やはりこれは取引の公正についての問題なんです、検査などは一体誰がやるのですか、取引に當つての検査は一体誰がやるのですか、これを一つ御説明して頂きたい。

○説明員(品谷孝君) 検査の問題は、この法律で考えておりますのは、契約の内容としてさういつた取引の格付、銘柄問題を契約の内容として規定して行きたい、さういふふうな考え方です。それで現在第三者機関の検査という実態は十一、二件でござい

ますが、県営検査という形式をとつておる実態もございまして。この法律を書きます場合にも、さういつた第三者機関による取引銘柄の格付方法をとるか、とらなにかといふことで私ども研究をいたした次第でございまして、現状におきまして県の検査といふたことを規定いたしましたし、予算の問題もございまして、県の事業の規模から申しましても、なか／＼真の意味の第三者検査の実質が挙げにくい。却つてこれはこゝろ分はむしろさうい

は、だん／＼に協同体としてあるべき形に持つて参りたい。又半面この酪農事業の製品の販売の面から申しまして、先ほど御指摘の通り非常にコネクションがよいというだけでは、手放しにそれがいいとはいへません。その面につきましては農家の自主的な目覚めに待ちまして、正しい行き方における共販体制の育成に我々といひ、かように協力して推進して参りたい、かように考えておるわけであり

つたことも結構でございますが、制度の本質としては、当事者間で誰にやらせるかというのを契約としてきめさせて行く、そういうたこのほうが適當じやないか、そういうふうに考えまして、先ほどのことに関連してちよつと私どものことを申し上げますと、お説のように、そういうた農家側の態勢を整えずして取引の公正というようなことを申ししても、なか／＼期せられないわけですが、私どもがこの法律の効果に期待いたしました点は、現状がまさに御指摘のような点が非常にあるわけでありまして、そういうた点が組合という名前でありながら、なか／＼一般の生産農民の利益を保護し得ていない。むしろこういうた文書契約なり、斡旋の機会というものがあつたことと、そういうた生産者の味方としての組合が積極的に動き出してしまつたわけです。いやでも忠でも文書契約の機会なり、或いは斡旋の途が開かれていますのに、それを援用しないというやうなことが困難になつて、御指摘のような問題の実態がむしろ行政面に多少とも積極的に反映する機会を作りたいと、そういうたことで、本来的には農民の意識の問題であり、組合の整備の問題であらうかと思ひます。が、そういうた問題を眞つ正面から制度的に取組むことはなか／＼できない問題でございますから、こういうた側面だけからこういう途を開いておくことによつて、そういうた組合の自主的活動を促進したいといふのが私どもの狙ひでございます。

○河野謙三君　今のこの検査の問題ね、これは手にとつて誰でもわかるような米や麦でも、これは国営検査なん

です。あなたのほうの關係のこの商品がですよ、これよりも検査は複雑なんです。結局いろいろ相互契約の中できめるとおつしやいますけれども、これは結局買手検査ですよ、実態は……。

こういうことをこの法律を出す段階になつて私は認めているのはおかしいと思う。これはやはり中正な、公正な第三者の検査ということをはつきりこれは私は謳うべきだと思ふ。そうでなくとも、今私が申し上げましたように、買手市場であつて、農民は全く今買手の自由自在ですよ。これだけ品不足のときにそれ／＼の会社の從屬機關たる組合ができ、中央においても私は驢か本当か知らん、信用したくないのだが、全酪連というのがある、あれは何か明治さんの機關だということをもつぱら言ひ、農林省の食糧庁がいい氣になつてあれへ餌の払下をしておるけれども、あれは明治さんに払下をしておるようなものだ、向うで言ひ、森永さんにおいても同様なものがある、こういうのです。このような実態の下に私はこの法案を出す以上は、酪農振興というのは農家の地位を高めることが大前提だということに徹するならば、もう少し検査に當つての問題は私は深く入つて行かなければいけないのじやないか、こういうふうには固く信じておるのですよ。今地方へ行つて御覧なさい、農林省のほうで有畜農家振興の家畜導入の資金が多いとか、少ないとか言つておる間に、加工業者がほとんどと家畜導入の資金を大量に貸付け、て、そうして農家が飼つておる牛は農家のものだか、加工業者のものだからんがらんやうになつておる。完全にがんじがらめに酪農家というのは縛られて

いるのですよ。そうしてどうにもこうにも動きがとれなくなつてしまつた形なんだ、これがもつと広がるつておる、この機会においてこういう政府の考え方、非常にいいと思う、いいけれども、それならばそのようにもう少しもつと急所に触れて有畜農家の地位を保護し、高揚させるところに入つて行かなければならぬのだが、私はどうも根性が曲つているのかも知れんけれども、この法案は初めと大分ピンボケをして来たのは、森永や、明治その他に大分圧力を加えられて、そうしてあなたのほうは止むを得ず一歩後退し、二歩後退し、殆んど骨抜きになつたように思います。なおそれでいろいろこの法案については私は一々意見がありますけれども、根本問題について私は先ず一つ意見を申上げて、そうしてあなたのほうにもこの法案について私は出直す、一つ考えてもらいたい、と、こう思うのです。

○関根久藏君 この酪農のほうの何は、今お話の協同組合の問題ですが、これは形式的の協同組合のほうでやつているのがどのくらいか、それから名実ともに申合団体みたいなので、この乳業者に連絡しているのがどのくらいか、本格的に名実共にこの協同組合でやつているのがどのくらいか、そういうようなものはなかつたのですか、若しなければ又あとで資料として御提出願いたいのですが。

○説明員(昌孝孝君) お話のような網羅的な調査が私どもの手許にございませんので、御満足行くようなお答えができないのでありますけれども、一応農協協のほうで調べております酪農特殊農協の教とか、それから畜産農協

の數とか、そういつたものの調べだけは手許にございますので後ほど……。

○関根久藏君 詳細にそれを一応お聞いします。

○説明員(昌谷孝君) 全般的に現在酪農のうちの何パーセントぐらいがどういう状況で扱われておるかというような、的にはまつた資料は或いは困難かと存じまするが、できるだけまとめたものを用意したいと思ひます。

○関根久藏君 どのぐらいが隷屬してゐるか、何パーセントの部類ぐらいがおるかの協同組合としてやつておるか、さうなことを私は伺ひたいのです。まあ大体河野さんからもお話があつたのですが、何だかどうもこの法律は、ほかの農民といわゆる商工業との間の問題を律する法律にすれば考え方が少し飛躍しているといふのか、或いは後退していると言ふのか、まあちよつと別のような感じがするのですが、何だかどうも生産者、消費者、中立斡旋委員を設けてやるのか、まあそのうちと米価審議会のような、あんなものか、或いは畜産業審議會のような、あんなようなものかと思ふ方なのかとも見えるし、又そうでなくて、まあ少しやな考えを方だけでも、大資本の利益を擁護するような工合のもののような感じもするのですが、どうもちよつとその辺が大分變だと思ふのですが、斡旋機關の斡旋委員なんていうのが、こりいうものがありますかね、これで……。

○委員長(片柳眞吉君) 今日は何ででしょうか、大分法案の構想それ自体について相当御意見、大分御質問があつたのですが、今日は政府委員もおられませんか、本月はこの程度で如何でしようか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(片桐廣吉君) 今の関根委員の資料要求は次回に一つ整備をして出してもらいたいと思います。

○北勝太郎君 酪農振興法が何しましたけれども、私はこれはなか／＼政府の考えているように酪農家は振興しないというふうに考えるのですが、まあ北海道のほうが一番の酪農適地と言われているのでありますけれども、それでも今まで遅々としてなか／＼牛は殖えなかつた。私も実は四十何年ずつとやつておるほうですが、そういう農家はなか／＼少ないですよ。それでその原因はどこにあるかという工合に考えてみると、結局その乳価が今まで経営費と言うか、その生産費を償わなかつた、非常にひどいところに置かれておつたということが大きな原因であつたと思うのであります。併し最近いわゆる争奪戦が起りまして、北海道でも原料乳に苦しんで随分猛烈な争奪戦をしておる。昨日は一工場が一円高くしたかと思うと、又一つの工場はそれよりももう五十銭高くするということによって猛烈な何をやつておりますから、漸く生産費は償うようになつて来たけれども、果してこれは維持できるのかどうか、市乳地帯では私は心配な位と思う、外国から市乳がたくさん入つて来るとは思へませんが、これで乾燥牛乳等が入つて来て水をまぎて売られれば、日本の牛乳はとも一たまりもなくなるのであります。特にその原料乳地帯においては乳製品が外国から入つて来ることになりますと、これは折角力んでやつたけれども又後退してしまふのじやないか。農家に随分資本をかけさせてやつてゐるけれども、これはそれだけ農家に又借金をやらす

ことになつてしまつて、農家は何かも潤わなかつたというふうなことになるのではなからうか。そこでこの乳価の維持に対してどういふ考え方を持つておられるか。現在の乳価ならば、これは酪農は振興すると思ひます。ところが一朝にしてこの値段が下つて来たとなつと、これはもうばた／＼皆倒れてしまふというふうなことになると思ひます。ところが、乳価の維持に対する政府は責任を持つのかどうか。殊にMSAの關係などで乳製品が入つて来るかも知らんというふうなことを言われるという、農家は十分心配して、大丈夫でしようか、酪農に移つてもいいでしようかといふことを言つて来る人がたまふたまるのです。これは当然のことだと思ふ。そこで政府が食生活の改善上酪農振興をやらずといふ決心をした以上は、決して乳価は現在以下に下げさせないのだ。皆現在を以て基礎計算をして、経営をやろうというのでありますから、そこで政府はそれだけの責任を持つてゐるのかどうかといふ点、その点一つ承つてみたいと思ひるのであります。

○説明員(島谷孝君) 乳価の問題について私どもの考え方を率直に御聞き願ひたいのでありますが、私どもとしては、現在の農家の売つております価格が生産費を償つておらんと申しますか、非常に特殊な条件なり、特殊の努力を伴つて初めて存立をいたしておつて、なか／＼そういうふうな条件に恵まれる農家の数が少いというところに、酪農というものが日本で普通化して行かない一つの原因があると思ひておられます。その意味におきまして、農家の売ります牛乳の価格が、今

日の段階で、今日の現状がすべてぎりぎりかどうかといふことは、これは局地的には問題はあると思ひますが、原則的に申しますれば、まだ／＼生産費を償ふような乳価は構成されておらん。もつと／＼農家の協力が望まれない、農家のほうで報れて然るべき場所が相当あると思つておられます。併しながら一面製品の価格と申しますか、消費者価格という面から考えて参りますと、今後の酪農と申しますか、酪農が一般化し、大衆食品化して食生活の改善のお役に立つというふうな大それた口を開くためには、現状においてはもつと安くしなければいけない。そういう非常な矛盾した二つの価格關係の状況にあると思つておられます。その意味で、先ず価格合理化の主眼は、何と申しましても、処理、販売過程の中間過程の合理化に置かなくちやいかんと同時に、又増産することによつて、又集約酪農地域というふうな中間過程の合理化の可能になるような措置を、今まで私どもが十分いたしておらなかつたところにも原因があると思ひます。そういう意味で、単にただ中間処理段階がけしからんとか、暴利を貪つてゐるとかといふようにきめつけることも、現状においては無理だと思つておられます。そこで集約酪農地域というふうなことで、原料基盤を確保し、合理化ができなければならん、安くならなければ駄目だと思はれるような状態を早急に作り上げて参りたいという狙いを根本にいたしてゐるわけでありま

す。と同時に、そういうことで最終製品が安くなつて参ります際に、今でさえなか／＼生産費の償つておらん農家に、その合理化の努力が農家だけに

要求されることは適當でないという意味で、農家側にそういうたしわが寄ることゝむしろ多少とも防ぎたいというのが取引段階の経緯でございます。農家の生産費につきましても、現状のような酪農構成でございますと、なかなかこれ以上の乳価の低落ということからは、再生産を保障しないことにもなると思つておられますが、草資源の活用をもつと積極的にやり、自給度の向上を図つて、殊に自給度を現在の……、現在ではまあ非常にいいところで五、六割くらいのところは止まりじやなからうかといふふうと思つておられますが、それをできることなら、こういう集約酪農地域等については、環境の恵まれたところでもありますので、草を中心とし、自給飼料を増産することによつて自給度を更に上げて上げて参つてもいいと思ひます。そういうことで農家側の生産費に引下げることは努力いたしたいと思ひます。そういうふうな生産費の引下と見合つて乳価そのものは将来下げて得れば下げて参りたいと、さうな考へで以ておられます。

○北勝太郎君 幾らこれは文章化したしましても、外国から安いバター等が入つて来たときに、文章化されたから会社が幾ら赤字になつてもかまわん。その間はよく買つていふわけに行かないのです。恐らくそこで、少くともそういう工合になつて来れば、乳価委員会を招集して、そうしてそれに引合ふように増してもいいといふところから必ず出て来るに違ひない。これはだからさういふことに對して、政府が酪農を振興する以上は、外国から乳は入れないのだ。農家は安心してやつてくれといふことにやらなければ、私はこ

れは農家に安心して牛を買わすわけに行かないと思ひます。まあ政府のその腹をあなたの方に聞くのは少し無理かも知らんが……。そこでこの内容で、では何いふが、勿論その濃厚飼料でなしに、草資源、草で主にやらなきやならんというのの当然なんですけれども、北海道はその意味においてはそういう場所なんです。現在までもそういう工合にやつて来ておるのですけれども、それでも引き合はれない、まあ堆肥を作るのがせい／＼関の山だといふくらいに思つておる人が、今までもずっと長くやつて来たような程度です。そこでこれはまあ乳価を安くする、させると言はれても、そういうふうな北海道でさえなか／＼安くできんだから、これから先内地の高原地帯等でもそういう乳価が安くなるのに抵抗は僕らはなからうという工合に考へる、その点ですね。もう我々だつて経験済みなんです。草ばかり刈つて経験済みのところで、引合はれないから……。それから今一つは、一体幾らこれは集約酪農地帯というものに指定させるつもりなんです。全国的にどれだけさせれば、今の食生活改善に要するだけの牛乳が出て来るのだという工合に考へてあります。その点一つ伺つておきたい。

○説明員(鶴川益男君) 前段の点につきましては、或いは政府委員からも施策の一つとして申上げられるかと思ひます。ただ私は事務的に御説明申上げたいと思ひますのは、この牧野、草地の問題にいたしまして、御承知の通りかような畜、特に酪農と結び付けまして、国が相當に投融資をいたすといふことにつきましては、從來非常に閑却

されておられるのじやないか、かようにも考へられるわけでありませう。この一、二年、いろ／＼御推進を願ひまして、一億なり、本年度につきまして、一億三千万というふうな、草地、牧野の改良事業補助金を組んで参つたやうな次第でございます。又北海道等につきましても、本年度から特に永年牧草地なり、牧野の問題につきまして、道庁と相談いたしまして、新たな酪農的な農法でやつて参りましたものを、相當にこの際力強く推進して参りたい。これも何年かの計画で考へておられます。從來閑却されておりました点は、これは一つの事実かとも思ひますので、今後この酪農振興法にも助成というやうな条文が出て参りますので、現地におきますこの酪農振興計画の具体化に伴ひまして、我々又こういう点につきましては、個々具体的に御相談に応じて計画を推進して参りたいと、かように考へますので、この面は今後に待つ点もあろうかと、かように考へておるわけでございます。

○北勝太郎君 いや、どれくらい簡所を指定するか何いふたい。
○説明員(鶴川益男君) 箇所指定の点につきましては、実は只今も配付いたしまして、すでに衆議院のほうからも資料の一つとして御要求になつておつたのでございまして、実は基準等につきましても、政令、条例事項の次に出しておられますやうな考え方でありませう。この点につきましては、国会の審議を通じまして、我々の考え方が認められますれば、その線できまして参るといふことではございまして、十分この点につきましては、きまりましてから、又

各県の主任者を呼びまして、具体的な計画を申請して来るだろう、かように考えますので、現在各県からすでにこういう土地が、こういう地域が指定を受けて然るべきでないかというふうな申入がございしますのが百二十幾つございします。で、この点につきましては、我々なおこの基準のきめ方、特に最近におきましてホルスタインの種牛の關係等、具体化をみておりますので、この点を徹底をいたしますれば、更に又各県の要望も違つて参る、更に数も殖えて来るのではないかと。今年中にも恐らく申出は百五十以上にもなろうかと、かように考えておるわけでありま

す。衆議院におきまします政府委員の答弁等も、幾つというふうにはまだきめられませんが、できるだけ全国各県の適地につきまして、我々指定をいたしたいというふうな政府委員も答弁いたしておられます。具体的關係につきましては、各県のそういう申出につきまして、我々できるだけ勉強いたしまして指定をして参りたい、かように考えております。ただまあこれも指定いたしまして、すぐ現在の乳牛の資源の關係、特に導入等をいたしますといたしますれば、御承知のように数字的には生れます頭数、そのうち有畜農家創設の計画に乗つて参りまするいわゆる計画農家の頭数、これはもう殆んどきまつておりますので、漸を追うてやはり何年かの計画によらなくちやならんと思ひます。この点につきましては、そういう具体的な資源の問題と絡み合ひ、又予算の点につきましては、本年度の予算では一応きまつております範囲内という制約はあろうかと思ひます。

なつてもりですか、それともどんなお考えでおられるでしょうか。

○説明員(鶴川益男君) ジャーजीにきましては、すでに御承知の通り二八年度二カ所、これは八ヶ岳と、岩手山麓に試みに導入いたしたわけでありま

す。大体成績は、現在まで聞いております範囲では、入れました一、二カ月は非常に長途の旅路を経ておりますので如何かという評判もございしました。最近冷静に聞かされても非常に喜ばれておるといふことでございまして、本年度につきましては、前年度同様の規模、即ち二カ年計画で六百頭、一カ年三百頭ずつ入れて参るといふことで、予算的に二億数千万円のものをおもちまして四カ所、前年度の残りの二カ所を合せまして六カ所というところで、現在六カ所が進行中でございます。非常に適地等につきましては、予算の關係並びに特に昨年六百頭入れるにつきましても、政府が責任を持つて農民が喜ぶようなものを入れたといふことで、船腹の問題、現地におきまして購買の關係、そのほか非常な努力をいたしまして、一応本年の千八百頭というの

おるわけでございます。大体その線までは年次別に殖やして参つては如何か、かように考えております。

○北勝太郎君 ジャーजीを北海道にどれくらい入れるというお見込みなんですか、その点を伺つてみたいのだから。

○説明員(鶴川益男君) このジャー

○北勝太郎君 北海道では、今十六カ所出願したというのを聞いておるのですが、まだこれで漏れておるところはたくさんあるらしいのです。そこでどういふ方針でこれを何カ年くらいで認めてもらわれるものかということをお聞きを、これを一つ伺つておきたいのです。

○説明員(鶴川益男君) お話の通り、北海道庁から申請がございしますのが、ジャーजीの日高地区、そのほか十カ所というのが公文で頂いておられます。そのほかに出出のありました我々のほうに参つております数は、天北は三十二カ所、計三十五カ所というふうに一応計画の申入があつたやうでございます。北海道全道というふうにおつしやるかともございしますが、やはり一応の基準がきまりますれば、それによりまして適地なり、關係のかたと相談いたし、又現地におきまして、ここにございします通り、今回の審議によりまして基準の点に具体性が出て参りますれば、よく御相談して参りたいと思ひます。現在何カ所が急速に指定になるかという点につきましては、まだ考へておりません。で、何年かという点につきましては、これは来年度以降の予算の点等もございします。成るべくこれは早く一応の適地につきましては指定をいたしたい、かように考えております。

○北勝太郎君 この乳牛資源の關係が、ありまして、なか／＼そう殖えないのですけれども、いわゆるジャーजीの輸入、これは北海道にはたつた一つ指定されたやうですが、あとはもう北海道じやジャーजीは要らんとするやう

なつてもりですか、それともどんなお考えでおられるでしょうか。

○説明員(鶴川益男君) ジャーजीにきましては、すでに御承知の通り二八年度二カ所、これは八ヶ岳と、岩手山麓に試みに導入いたしたわけでありま

す。大体成績は、現在まで聞いております範囲では、入れました一、二カ月は非常に長途の旅路を経ておりますので如何かという評判もございしました。最近冷静に聞かされても非常に喜ばれておるといふことでございまして、本年度につきましては、前年度同様の規模、即ち二カ年計画で六百頭、一カ年三百頭ずつ入れて参るといふことで、予算的に二億数千万円のものをおもちまして四カ所、前年度の残りの二カ所を合せまして六カ所というところで、現在六カ所が進行中でございます。非常に適地等につきましては、予算の關係並びに特に昨年六百頭入れるにつきましても、政府が責任を持つて農民が喜ぶようなものを入れたといふことで、船腹の問題、現地におきまして購買の關係、そのほか非常な努力をいたしまして、一応本年の千八百頭というの

おるわけでございます。大体その線までは年次別に殖やして参つては如何か、かように考えております。

○北勝太郎君 ジャーजीを北海道にどれくらい入れるというお見込みなんですか、その点を伺つてみたいのだから。

○説明員(鶴川益男君) このジャー

○北勝太郎君 ジャーजीは北海道では大分古くから北大で飼つておる。そこであそこその成績で果して北海道には適するか、適しないかということが大体おわかりになつておると思うのですが、そういう点について何かお調べになつたものがあつたら伺いたい。若し何年後刻でよろしくございします。それじや今日は……。

○委員長(片柳眞吉君) それでは、今日は政府委員の出席もありませ

る。今日はこれで散会いたします。午後三時二十分散会

四月二十八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、農民組合法案(衆)

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「災害復旧事業を行ふ者に対し、その」を削る。

第二条第三項中「陸域内にある施設」を「陸域内にあり、水産業協同組合の維持管理に属する施設」に改める。

第三条第一項を次のように改める。

国は、予算の範囲内で、都道府県に対し、左に掲げる経費を補助することができる。

一 都道府県が行う災害復旧の事業費の一部

二 都道府県以外の方の行う災害復旧事業につき、都道府県が、次項各号第三項の区域内の農地、農業用施設、林道及び漁港施設の災害復旧事業の事業費のうち同項の政令で定める額に相当す

る。

国は、予算の範囲内で、都道府県に対し、左に掲げる経費を補助することができる。

一 都道府県が行う災害復旧の事業費の一部

二 都道府県以外の方の行う災害復旧事業につき、都道府県が、次項各号第三項の区域内の農地、農業用施設、林道及び漁港施設の災害復旧事業の事業費のうち同項の政令で定める額に相当す

る。

国は、予算の範囲内で、都道府県に対し、左に掲げる経費を補助することができる。

一 都道府県が行う災害復旧の事業費の一部

二 都道府県以外の方の行う災害復旧事業につき、都道府県が、次項各号第三項の区域内の農地、農業用施設、林道及び漁港施設の災害復旧事業の事業費のうち同項の政令で定める額に相当す

る。

国は、予算の範囲内で、都道府県に対し、左に掲げる経費を補助することができる。

一 都道府県が行う災害復旧の事業費の一部

二 都道府県以外の方の行う災害復旧事業につき、都道府県が、次項各号第三項の区域内の農地、農業用施設、林道及び漁港施設の災害復旧事業の事業費のうち同項の政令で定める額に相当す

る。

国は、予算の範囲内で、都道府県に対し、左に掲げる経費を補助することができる。

一 都道府県が行う災害復旧の事業費の一部

二 都道府県以外の方の行う災害復旧事業につき、都道府県が、次項各号第三項の区域内の農地、農業用施設、林道及び漁港施設の災害復旧事業の事業費のうち同項の政令で定める額に相当す

る。

国は、予算の範囲内で、都道府県に対し、左に掲げる経費を補助することができる。

一 都道府県が行う災害復旧の事業費の一部

二 都道府県以外の方の行う災害復旧事業につき、都道府県が、次項各号第三項の区域内の農地、農業用施設、林道及び漁港施設の災害復旧事業の事業費のうち同項の政令で定める額に相当す

る。

国は、予算の範囲内で、都道府県に対し、左に掲げる経費を補助することができる。

一 都道府県が行う災害復旧の事業費の一部

二 都道府県以外の方の行う災害復旧事業につき、都道府県が、次項各号第三項の区域内の農地、農業用施設、林道及び漁港施設の災害復旧事業の事業費のうち同項の政令で定める額に相当す

る。

国は、予算の範囲内で、都道府県に対し、左に掲げる経費を補助することができる。

一 都道府県が行う災害復旧の事業費の一部

二 都道府県以外の方の行う災害復旧事業につき、都道府県が、次項各号第三項の区域内の農地、農業用施設、林道及び漁港施設の災害復旧事業の事業費のうち同項の政令で定める額に相当す

る部分については、同項各号)の区分に従い、それぞれ当該各号に定める比率を下らない比率による補助をする場合におけるその補助に要する経費(当該各号に定める比率をこえて補助する場合)には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費)の全部

第三條第二項中「前項」の下に「第一号」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「第一号」を加える。
第四條を次のように改める。

(補助金の返還)

第四條 前條第一項第一号の規定によりその行方災害復旧事業につき補助金の交付を受けた都道府県は、その交付を受けた年度において当該都道府県が当該事業に支出した金額に当該事業に対する国の補助率(同条の規定により当該事業につき国が補助する金額の当該事業の事業費に対する比率をいう)を乗じて得た額が、当該年度において交付を受けた補助金の額に満たないときは、その交付を受けた補助金のうちその差額に相当する金額を、当該年度の終了後(当該年度の終了前に当該事業が終了した場合)においては、当該事業の終了後遅滞なく国に返還しなければならない。

2 前條第一項第二号の規定により都道府県以外の者が行方災害復旧事業に対してその行方補助につき補助金の交付を受けた都道府県は、その交付を受けた年度において当該都道府県が当該補助のために支出した金額(その金額の全部に支出した金額)の全部

又は一部につき返還があつた場合には、当該返還金に相当する金額を除いた金額が、当該年度において交付を受けた補助金の額に満たないときは、その交付を受けた補助金のうちその差額に相当する金額を当該年度の終了後(当該年度の終了前に当該事業が終了した場合)においては、当該事業の終了後遅滞なく国に返還しなければならない。

3 農林大臣は、前條第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県がその補助金の交付を受けた年度において当該補助の目的に従つてその補助金を使用しないとき、又は当該補助の目的である事業の施行若しくは補助の実施が著しく不適当であるときは、当該都道府県に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることが出来る。
第六條を次のように改める。

第六條 農林大臣は、第三條第一項の規定により国の補助を受ける都道府県に対して、当該都道府県の行方災害復旧事業又は災害復旧事業を行う者に対してする当該都道府県の補助を適正に実施させるため、必要な検査を行い、報告を求め、又は事業の施行若しくは補助の実施に関し必要な指示をすることが出来る。

附則第五項を附則第六項とし、附則第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。
4 前項の災害復旧事業についての第三條第一項の規定の適用につ

ては、同項第二号中「次項各号(第三項の区域内の農地、農業用施設、林道及び漁港施設の災害復旧事業の事業費のうち同項の政令で定める額に相当する部分)については、同項各号)の区分に従い、それぞれ当該各号に定める比率」とあるのは「十分の九」と、「当該各号に定める比率をこえて」とあるのは「十分の九をこえて」と読み替へるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正前の第三條第一項の規定により国が支出した補助金については、なお従前の例による。

農民組合法案

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、農民が団結し、自主的に農民組合を組織し、団体交渉又は団体協約の締結を行い、もつて農民の経済的地位の向上と農村の民主化を促進することを目的とする。

(農民組合)

第二條 この法律で「農民組合」とは、農民が主体となつて、その経済的地位の向上を図ることを主たる目的として、自主的に組織する団体又はその連合団体をいう。但し、左の各号の一に該当するものは、この限りでない。
一 小作条件に関し地主の利益を擁護することを目的とするもの

二 主として農業技術の研究及び普及、貯金の受入又は資金の貸付、農産物の共同出荷又は共同販売、農業用資材の共同購入、農業用施設の共同利用、共済事業その他福利事業のみを目的とするもの
三 主として政治運動を目的とするもの

(定義)

第三條 この法律で「農民」とは、みづから農業を営み、又は農業に従事する個人をいう。
2 この法律で「農業」とは、耕作、養蚕又は養蠶の業務(これに附随する業務を含む)をいう。みづからこれらの業務を営み、又はこれに従事する者が行う薪炭生産の業務(これに附随する業務を含む)は、この法律の適用については、これを農業とみなす。

3 この法律で「農地等」とは、耕作地、採草地、放牧地又は農業の用に供せられる林野をいう。
4 この法律で「小作契約」とは、他人の所有する農地等を使用収益する権利の設定に関する契約をいう。

5 この法律で「地主」とは、自己の所有する農地等を他人の農業の用に供する者をいう。
6 この法律で「雇主」とは、農業を営むために賃金、給料その他これに準ずるものの支払を受ける農業労働者を常時五人以上使用する者をいう。

(団体交渉又は団体協約の範囲)
第四條 この法律による団体交渉又は団体協約として効力を有するものの範囲は、左の事項とする。
一 農地喪失の防止、小作条件の改善、農地等の取得、農地購入価格の適正化又は農業労働条件の改善を図るため、農地喪失の原因となる債権者その他の者、地主その他の土地所有者又は雇主に対して行う団体交渉及び団体協約
二 農業用資材(農業用電力を含む)又は農産物の価格(料金を含む)及びその他の取引条件を適正ならしめるために、当該資材の製造業者、販売業者若しくは運送業者又は当該農産物の集荷業者、運送業者若しくは購買者であつて経済的に独占的地位を占める者に対して行う団体交渉及び団体協約
三 農民の経済的地位の向上をはかるために政府、地方公共団体又はこれに準ずるものに対して行う団体交渉
(行為の正当性)
第五條 刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十五條の規定は、農民組合が第一條に掲げる目的を達成するために行った正当な行為について適用があるものとする。但し、いかなる場合においても、暴力の行使は、農民組合の正当な行為と解釈されてはならない。

第二章 農民組合

(農民組合として設立されたものの取扱)
第六條 農民組合は、行政庁に監視を提出して第二條及び次項の規定に適合することを立証して、その

証明を受けなければ、この法律に規定する保護を受けることができない。

2 農民組合の規約には、左の各号に掲げる規定を含まなければならぬ。

一 名称

二 地区

三 主たる事務所の所在地

四 連合団体である農民組合以外の農民組合（以下「単位農民組合」という。）の組合員は、その農民組合のすべての問題に参与する権利及び均等の取扱を受ける権利を有すること。

五 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、身分又は所屬する政党によつて組合員たる資格を奪われないこと。

六 組合員の加入及び脱退を自由とする。

七 単位農民組合にあつては、その役員は、組合員の直接無記名投票により選挙されること、及び連合団体である農民組合又は全国的規模をもつ農民組合にあつては、その役員は、単位農民組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙され、代議員の直接無記名投票により選挙されること。

八 総会は、少くとも毎年一回開催すること並びに総会成立の条件及び総会の議決に関する規定

九 すべての財産及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経過状況を示す会計報告は、少くとも毎年一回文書を以て組合員に公表されること。

十 規約は、総会において、出席組合員又は代議員の過半数の支持を得なければ改正しないこと。

（組合員の資格）

第七條 農民（次項第三号及び第四号に掲げる者を除く。）は、すべて農民組合の組合員たる資格を有し、人種、宗教、性別又は社会的地位によつて差別されない。

2 左の各号の一に該当する者は、農民組合に加入することができない。

一 農民でない地主

二 主として雇傭労働に依存して農業を営む者

三 主として農業以外の企業に従事する者

四 前各号のいずれかに掲げる者の利益を代表すると認められる者

（役員）

第八條 農民組合の役員は、組合員たる農民でなければならない。但し、農民以外の者で総会において承認されたものは、この限りでない。

2 前項但書の承認に係る役員の数

は、役員総数の四分の一をこえてはならない。

（交渉権限）

第九條 農民組合の代表者又は農民組合の委任を受けた者は、農民組合又は組合員のために、第四条に規定する団体交渉又は団体協約の締結その他の事項について交渉する権限を有する。

（不当行為）

第十條 地主又は雇主は、農民が農民組合員であること又は農民組合を結成しようとしたこと若しくは

農民組合の正当な行為をしたことの故をもつて小作条件若しくは労働条件について不利益な取扱をし、小作契約を解除し又は農業労働に従事する者を解雇し若しくは不利益を与えてはならない。

2 第四条に規定する団体交渉の相手方たる個人又は団体は、正当な理由なくして、農民組合との団体交渉を拒んではならない。

（基金の流用）

第十一條 農民組合は、組合員のために行う経済事業、共済事業その他福利事業のために特設した基金を他の目的のために流用しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

（解散）

第十二條 農民組合は、左の事由によつて解散する。

一 規約で定めた解散事由の発生

二 組合員又は構成団体の四分の三以上の多数による総会の議決

三 第十八条の規定により裁判所が解散を命じたとき。

（法人である農民組合）

第十三條 この法律の規定に適合する旨の行政庁の証明を受けた農民組合は、その主たる事務所の所在地において登記することによつて法人となる。

2 この法律に規定するものの外、農民組合の登記に関して必要な事項は、政令で定める。

3 農民組合に關して登記すべき事項は、登記した後でなければ第三者に対抗することができない。

（準用規定）

第十四條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三條、第四十

四條、第五十條、第五十二條から第五十五條まで及び第五十七條並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條、第三十六條及び第三十七條の二の規定は、法人たる農民組合に準用する。

2 民法第七十二條から第八十三條まで並びに非訟事件手続法第三百三十六條、第三百七十七條及び第三百十八條の規定は、この法律の第十八條の規定により解散した法人たる農民組合に準用する。

第三章 団体協約

第十五條 農民組合がその相手方との間に締結する団体協約は、書面に作成し、両当事者が署名することによつて効力を生ずる。

2 組合員の締結する契約でその内容が前項の団体協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、無効とする。この場合において無効となつた部分は、基準によつて契約したものとみなす。契約に定めがない部分についても、同様とする。

（有効期間）

第十六條 団体協約は、有効期間を定めた事項を含まなければならない。その期間は三年をこえてはならない。但し、農地等の使用収益を目的とする権利の設定に関するものは、この限りでない。

第四章 監督

第十七條 行政庁は、農民組合から、その組合が法令又は規約を守

つていないかどうかを知るために、必要な報告を徴し、若しくは農民組合に対して、組合員、役員、その他組合の一般的状況に関する資料の提出を命ずることが出来る。

（裁判所による解散命令）

第十八條 農民組合が第二条に規定する要件に適合しなくなつたときは、裁判所は行政庁の申立により、当該農民組合の解散を命ずることができる。

（所管行政庁）

第十九條 この法律中、行政庁とあるのは、都道府県の区域をこえる区域を地区とする農民組合については農林大臣、その他の農民組合については都道府県知事とする。

第五章 罰則

第二十條 左の場合においては、農民組合の代表者又は清算人を三万円以下の過料に処する。

一 第十八条に規定する解散命令に従わないとき。

二 虚偽の証拠を提出して第六條第一項の行政庁の証明を受けたとき。

三 虚偽の申立をして第十三條第一項の行政庁の証明を受けたとき。

四 法人たる農民組合が第十三條第二項の規定に基き政令で定められた登記事項の変更の登記を怠つたとき。

附則
この法律は、公布の日から施行する。